

議案第 49 号  
議決第 号

## 始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出  
始良市長 湯元 敏浩

## 始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 未就学児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、後見人その他のもので子どもを現に監護する者をいう。
- (4) 助成対象子ども 医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、始良市の区域内に住所を有する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）をいう。ただし、始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）及び始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）の対象者である子ども（市町村民税非課税世帯に属する未就学児を除く。）は除く。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

- (7) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金員をいう。
- (8) 市町村民税非課税世帯 保険給付が行われた月の属する年度（当該保険給付が行われた月が4月から7月までの場合にあつてはその前年度）に、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課される場合を除く。）をいう。）が助成対象子どもの属する世帯の世帯員の全てについて課されていない世帯をいう。

第3条中「を現に監護している者」を「の保護者」に改める。

第4条第4項を同条第5項とし、同条第3項第2号中「なされる」を「支給される」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「助成金」を「第1項に規定する助成金」に改め、同項第2号ア中「保険給付が行われた月の属する年度（当該保険給付が行われた月が4月から7月までの場合にあつてはその前年度）に、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課される場合を除く。）をいう。）が助成対象子どもの属する世帯の世帯員全てについて課されていない世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）を「市町村民税非課税世帯」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、市町村民税非課税世帯に属し、かつ、未就学児である助成対象子どもに係る助成については、当該保険給付を行った保険医療機関等に助成金を支給することによって代えることができる。

第8条第2項中「連合会」の次に「又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

### （準備行為）

- 3 新条例の規定に基づく資格者証の交付の申請の手続その他この条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。